

○一般廃棄物収集運搬業の許可審査基準要綱

実施 平成 10. 4. 1

沿革 平成 19. 4. 1 改定

(目的)

第 1 条 この要綱は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物の収集・運搬にかかる許可基準に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的な指針)

第 2 条 許可をするかどうかの判断に関する基本的な指針は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 申請の内容が、市が毎年策定する実施計画に適合するものでなければならない。なお、実施計画を策定する際の考慮すべき事項については、別に定めがあるものを除くほか、次によるものとする。

ア 事業活動に伴って排出される一般廃棄物はその排出形態が一般家庭ごみとは異なり、1 事業所あたりの排出量及び変動幅が大きく、また事業の内容によっては、収集回数も週 1 回から毎日取りと幅が広く、収集時間帯も早朝や夜間となるため、市の収集計画から除外する。

イ 事業所のうち個人経営等の零細企業を中心とした小口収集以外、及び予め計画されているもの以外は、前年度の収集計画、収集実績等に基づき、前年度の許可業者による収集を基本とする。

(2) 許可業者の収集業は将来に渡っても安定的・継続性のある経営が求められ、市民・事業者へのサービス維持を図るため一定の計画的な設備投資等が必要である。又、許可制度の運用においては、一般廃棄物処理業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るという見地から、一般廃棄物処理業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。そのため、既に許可した事業範囲内での新たな許可は、無秩序な競争等や、業者相互の過度の摩擦等を生じさせ、適正な処理を損ねる恐れがあると判断するため、以下の場合を除き認めないものとする。

ア 開発、商業地域の新規整備等に伴い、大規模事業所数等の著しい増加が見込まれ、既存の許可業者の経営能力等を勘案しても、なお対応できないと考えられる場合。

イ 申請の内容が既に許可している事業範囲の内、特に限定した範囲（一般廃棄物の種類、収集区域、事業所等）で、許可と同時に収集業務が行われると客観的に判断ができる場合。

(許可の要件)

第 3 条 許可を認める場合は、前条の指針に適合し、かつ申請内容が次の各号に適合しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 5 項

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令 35 号）第 2 条の 2

(3) 一般廃棄物処理業許可基準要綱（昭和 47 年実施）

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。